

2021年 2月15日

各位

東京地品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
株式会社セガグループ
代表取締役社長 里見 治紀

東京地品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里見 治紀

吸収分割に係る事前開示書面

(分割会社/会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(承継会社/会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

1. 吸収分割契約の内容

セガグループ株式会社(以下「分割会社」といいます)及びセガサミーホールディングス株式会社(以下「承継会社」といいます)が2021年1月29日付で締結した吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。なお、本件分割は、分割会社においては会社法第796条第1項に定める略式分割となり、承継会社においては会社法第784条第2項に定める簡易分割となります。

2. 分割対価の定め相当性等に関する事項

本件分割に際して、承継会社は分割会社の完全親会社であることから、株式その他の金銭等を交付しません。また、承継会社において資本金及び準備金の額は変動しません。

3. 株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定め相当性等に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2の通りです

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ・2020年12月30日付けで、株式会社 GENDA に対し、消滅会社が保有する株式会社セガエンタテインメントの発行済株式の 85.1% (17,872 株) を譲渡いたしました。
- ・セガサミーグループにおける再編の一環として、本件分割後、2021年4月1日を効力発生日として、株式会社セガとの間で、株式会社を存続会社、分割会社を消滅会社とした吸収合併を行うことにつき、2021年1月29日付にて、吸収合併契約書を締結いたしました。

6. 承継会社についての次に掲げる事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

承継会社は有価証券報告書および四半期報告書を東京証券取引所に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」又は承継会社の下記 Web サイトよりご覧いただけます。

https://www.segasammy.co.jp/japanese/ir/library/pdf/printing_yuhou/2021/202103_3q_yuho.pdf

(2) 臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

- ・保有していた株式会社サンリオの全株式 9,456,800 株を売却いたしました。

【取引概要】

- ① 2020年11月4日付 株式会社バンダイナムコホールディングスとのクロストレードにより 3,000,000 株を売却
- ② 2020年11月5日付 株式会社サンリオ自己株式取得募集への応募及び取引実行により 3,000,000 株を売却
- ③ 2020年11月6日以降、証券会社を通じたブロックトレードにより 3,456,800 株を売却

7. 分割会社及び承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

分割会社及び承継会社のそれぞれの資産及び負債について、本吸収分割の効力発生日以後における分割会社及び承継会社の債務の履行に支障を及ぼす事情の発生及びその可能性は現在のところ認識されておらず、当該効力発生日以後においても、分割会社及び承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれており、分割会社及び承継会社が負担すべき債務については、履行の見込みに問題ないものと判断しております。

吸収分割契約書



セガサミーホールディングス株式会社（以下「甲」という）及び株式会社セガグループ（以下「乙」という）は、乙が有する権利義務の一部を甲が承継する吸収分割（以下「本件分割」という）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、別紙1記載の部門（以下「本件部門」という）に係る第6条第1項記載の権利義務を乙から甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第2条（分割当事者の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は以下のとおりである。

(1) 承継会社（甲）

商号：セガサミーホールディングス株式会社

住所：東京都品川区西品川一丁目1番1号

住友不動産大崎ガーデンタワー

(2) 分割会社（乙）

商号：株式会社セガグループ

住所：東京都品川区西品川一丁目1番1号

住友不動産大崎ガーデンタワー

第3条（吸収分割の効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という）は、2021年（令和3年）4月1日とする。ただし、甲及び乙は、本件分割の手續進行上の必要性その他の理由により、別途協議し合意の上、これを変更することができるものとする。

第4条（甲が本件分割に際して交付する金銭等）

甲は、本件分割に際し、乙に対し、分割により承継する権利義務の対価を交付しない。

第5条（分割により変動する甲の資本金、資本準備金及び利益準備金の額）

本件分割により変動する甲の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金

資本金の額は、変動しない。

(2) 資本準備金

資本準備金の額は、変動しない。

(3) 利益準備金

利益準備金の額は、変動しない。

第6条（分割により承継する権利義務）

1. 甲が本件分割により効力発生日に、乙から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は別紙2記載のとおりとする。
2. 本件分割による乙から甲への債務の承継は、免責的債務引受の方法による。

第7条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約の締結後、効力発生日までの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行および財産の管理を行うものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第8条（分割条件の変更及び契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日の前日までの間において、天変地変その他の事由により、資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合及び本件分割の実行に重大な支障となる事態が生じ又は明らかとなった場合は、別途協議し合意の上、本契約の内容を変更又は本契約を解除することができる。

第9条（協議事項）

本契約に定めのない事項及び本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを決定する。

（以下余白）

本契約成立の証として、本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が原本を保有し、乙がその写しを保有する。

2021年（令和3年）1月29日

甲：東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里見 治紀



乙：東京都品川区西品川一丁目1番1号
住友不動産大崎ガーデンタワー
株式会社セガグループ
代表取締役社長 里見 治紀



別紙 1

本件分割の対象となる部門

- (1) グループ支援部を除くコーポレート本部に属する部門
- (2) CRM 推進室を除く IT 本部に属する部門
- (3) ライセンス本部に属する部門
- (4) 内部監査室



承継権利義務明細表

(1) 承継する資産

本件部門に関する以下の資産

- ① 流動資産：本件部門に関する売掛金、未収入金等の金銭債権
- ② 固定資産：本件部門が保有、管理する美術品並びに本件部門が事業を実施するにあたり必要となる CRM 推進室を除く IT 本部に属する部門に関する資産の一部及びグループ支援部を除くコーポレート本部に属する部門である経理部門に関する資産の一部（Excel「SHQ 振替_202012_20210123」のシート「有形固定資産」を参照）

(2) 承継する負債

本件部門に関する以下の負債

- ① 流動負債：本件部門に関する買掛金、未払金等の金銭債務及び賞与引当金を含む本件部門の業務に主として従事する乙の従業員全員にかかる負債
- ② 固定負債：なし

(3) 承継する契約

- ア 甲が承継する雇用契約は、本契約締結日現在において乙の本件部門の業務に主として従事し、かつ効力発生日の前日まで引き続き本件部門の業務に主として従事する乙の従業員全員に係る雇用契約とする。但し、効力発生日の前日までに分割会社及び本人が別途の取扱いに同意した場合はこの限りではない。
（対象者は別途合意）
- イ 乙の本件部門の事業に関して乙が取引先との間で締結している契約については、CRM 推進室を除く IT 本部に属する部門に関する契約上の地位及び権利義務についてのみ承継する。

(4) 承継しない資産として除外するもの

本件部門に属する乙の資産のうち、甲が承継しない資産は以下のものを含む(1)以外のものである。

- ・本件部門に関する売掛金、未収入金等の金銭債権で効力発生日の前日までに金額が確定した金銭債権

(5) 承継しない負債として除外するもの

本件部門に関する負債のうち、乙が甲から承継しない負債は以下のものを含む(2)以外のものである。

- ・ 本件部門に関する買掛金、未払金等の債務のうち効力発生日の前日までに債務金額が確定した債務



計算書類

第 5 期

自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

株式会社セガホールディングス

貸借対照表

[2020年3月31日現在]

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	26,110	流 動 負 債	24,598
現 金 及 び 預 金	5,037	買 掛 金	3
売 掛 金	881	関 係 会 社 短 期 借 入 金	10,593
前 払 費 用	859	未 払 金	196
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	16,708	未 払 費 用	1,956
未 収 入 金	1,244	前 受 金	47
立 替 金	763	預 り 金	11,395
未 収 法 人 税 等	315	賞 与 引 当 金	273
未 収 消 費 税 等	122	リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	128
そ の 他	177	そ の 他	3
固 定 資 産	106,252	固 定 負 債	4,172
有 形 固 定 資 産	2,049	長 期 未 払 金	140
建 物	654	繰 延 税 金 負 債	1,554
工 具 器 具 備 品	385	資 産 除 去 債 務	321
土 地	994	長 期 リ ー ス 資 産 減 損 勘 定	338
そ の 他	14	長 期 預 り 金	1,500
無 形 固 定 資 産	439	そ の 他	318
借 地 権	49	負 債 合 計	28,770
ソ フ ト ウ ェ ア	253	(純資産の部)	
電 話 加 入 権	135	株 主 資 本	103,605
投 資 そ の 他 資 産	103,763	資 本 本 金	44,092
投 資 有 価 証 券	2,786	資 本 剰 余 金	48,813
関 係 会 社 株 式	78,120	資 本 準 備 金	43,992
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	20,955	そ の 他 資 本 剰 余 金	4,820
前 払 年 金 費 用	545	利 益 剰 余 金	10,698
長 期 前 払 費 用	11	そ の 他 利 益 剰 余 金	10,698
敷 金 保 証 金	1,300	繰 越 利 益 剰 余 金	10,698
そ の 他	53	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 13
貸 倒 引 当 金	△ 8	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 1,109
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,095
資 産 合 計	132,362	純 資 産 合 計	103,591
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	132,362

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日

(単位：百万円)

科 目					金 額	
I	売	上	高		12,605	
II	売	上	原	価	1,530	
	売	上	総	利		11,075
III	販	費	及	一		9,672
	営	業	外	利		1,402
IV	営	業	外	収		
	受	取	利	息	296	
	固	定	資	産	179	
	そ	の	賃	貸	28	503
V	営	業	外	費		
	支	払	利	息	93	
	為	替	差	損	229	
	投	資	事	業	69	
	固	定	資	産	64	
	賃	借	賃	借	84	
	そ	の	他	料	229	771
	経	常	利	益		1,134
VI	特	別	利	益		
	投	有	価	証	9	9
VII	特	別	損	失		
	減	損	損	失	11	11
	税	引	前	当		1,132
	法	人	税	、		△ 418
	法	人	税	等		429
	当	期	純	利		1,120

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 自 2019年4月 1日
至 2020年3月31日 ）

（単位：百万円）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他 利 益 剰余金 繰 越 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合 計	
当期首残高	44,092	43,992	4,820	48,813	13,456	13,456	106,363
当期変動額							
当期純利益				-	1,120	1,120	1,120
剰余金の配当				-	△ 3,878	△ 3,878	△ 3,878
当期変動額合計	-	-	-	-	△ 2,757	△ 2,757	△ 2,757
当期末残高	44,092	43,992	4,820	48,813	10,698	10,698	103,605

	評価・換算差額等			純資産 合 計
	土地 再評価 差額金	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△ 1,109	2,379	1,270	107,633
当期変動額				
当期純利益				1,120
剰余金の配当				△ 3,878
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	-	△ 1,284	△ 1,284	△ 1,284
当期変動額合計	-	△ 1,284	△ 1,284	△ 4,041
当期末残高	△ 1,109	1,095	△ 13	103,591

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの…期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの…移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な決算書を基礎として持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② デリバティブ等の評価基準及び評価方法…時価法

③ たな卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

主に定額法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとした定額法によっております。

なお、リース取引開始日が2008年3月31日以前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち、当期業績年度における負担分を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末日において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を発生翌期から均等償却することとしております。

なお、当事業年度末においては、年金資産見込額が退職給付債務額から未認識数理計算上の差異を調整した額を上回るため、当該超過額 545 百万円を投資その他の資産の「前払年金費用」として表示しております。

(4) その他の計算書類の作成の為の基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっており、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

② 連結納税制度の適用

セガサミーホールディングス株式会社を連結親法人とした連結納税制度を適用しております。

③ 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(5) 追加情報

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けて、2020年4月7日に日本においても緊急事態宣言が発令されております。これにより当社は、施設の営業停止等が発生しております。

当社においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が6月までが続くものと仮定し、一定の仮定のもと会計上の見積りを会計処理に反映しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大による影響は不確定要素が多く、翌事業年度の当社の財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 4,448 百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分掲記したものを除く)

短期金銭債権	1,983 百万円
短期金銭債務	11,782 百万円
長期金銭債務	1,500 百万円

(3) 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成 13 年 3 月 31 日公布 法律第 19 号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

なお、当該土地は 2015 年 4 月 1 日の新設分割により、株式会社セガゲームスより承継しております。

- ・再評価の方法…「土地の再評価に関する法律施行令」(平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号)第 2 条第 3 号に定める固定資産税評価額に合理的な調整を行って算定する方法及び第 5 号に定める不動産鑑定士の鑑定評価によって算出しております。

- ・再評価を行った年月日 2002 年 3 月 31 日

- ・再評価を行った土地の期末における時価との帳簿価額との差額 △425 百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 10,018 百万円

その他営業取引による取引高 6,954 百万円

営業取引以外の取引による取引高 573 百万円

(2) 減損損失

当期において、以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

(単位：百万円)

用途	種類	場所	減損金額
アミューズメント施設	建物	神奈川県横浜市	2
	工具器具備品	神奈川県横浜市	7
	ソフトウェア	神奈川県横浜市	1
合計			11

当社は、事業の用に供している資産については事業の種類別セグメントを基礎とし、独立したキャッシュ・フローを個別に見積もることが可能な資産又は資産グループについては個別にグルーピングしております。このうち、市場価格が著しく下落した、もしくは営業活動から生じるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなる見込である資産又は資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュフローがマイナスであるため、ゼロとして評価しております。

(3) 投資有価証券売却益

当社保有の株式 1 銘柄の売却に伴うものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

種類	発行済株式の数(株)
普通株式	1,100
計	1,100

(2) 配当に関する事項

① 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月10日 臨時株主総会	普通株式	1,938百万円	1,762,650円50銭	2019年 3月31日	2019年 5月27日
2019年10月28日 取締役会	普通株式	1,939百万円	1,763,085円00銭	2019年 9月30日	2019年 11月25日

② 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年5月13日開催の臨時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

1) 配当金の総額	1,880百万円
2) 1株当たりの配当額	1,709,754円4銭
3) 基準日	2020年3月31日
4) 効力発生日	2020年5月28日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
投資簿価修正	583百万円
土地再評価差額金	339百万円
減損損失	265百万円
関係会社株式評価損	216百万円
減価償却超過額	205百万円
投資有価証券評価損	186百万円
繰越欠損金	113百万円
その他	482百万円
繰延税金資産 小計	2,394百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△113百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,087百万円
繰延税金負債との相殺	△193百万円
繰延税金資産 合計	<u>- 百万円</u>
繰延税金負債	
関係会社株式譲渡益の繰延	△955百万円
その他有価証券差額金	△488百万円
前払年金費用	△166百万円
その他	△135百万円
繰延税金負債 小計	△1,747百万円
繰延税金資産との相殺	193百万円
繰延税金負債 合計	<u>△1,554百万円</u>
繰延税金資産(負債)の純額	<u>△1,554百万円</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

所有権移転外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次の通りです。

建物

取得価額相当額	2,103 百万円
減価償却累計相当額	968 百万円
減損損失相当額	1,135 百万円
期末残高相当額	—

未経過リース料期末残高相当額及びリース資産減損勘定期末残高

未経過リース料期末残高相当額

1 年内	151 百万円
1 年超	466 百万円
合計	618 百万円

リース資産減損勘定	466 百万円
-----------	---------

支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却相当額、支払利息相当額

支払リース料	151 百万円
リース資産減損勘定の取崩額	119 百万円
減価償却相当額(注1)	124 百万円
支払利息相当額(注2)	15 百万円

(注1)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(注2)利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については利息法によっております。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金計画に照らして必要な額を銀行借入、グループ間借入により調達しております。資金運用については安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金の顧客の信用リスクは、当社の債権管理規程等に沿ってリスクの低減を図っております。

その他有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握しております。また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、当社は、月次で資金繰りの実績及び見込みを作成し、流動性リスクを管理しております。

デリバティブ取引につきましては、一部の子会社での外貨建て営業債務および営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的としたグループ会社間での為替取引となっております。これらは当社のデリバティブ取引管理規則等において「為替取引に関する基本方針」について事前に取締役会の承認を受けること及び取引権限や限度額等を定めることにより管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

時価の算定方法に関しましては(注1)「金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項」をご参照下さい。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

(注2)「時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品」をご参照下さい。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
① 現金及び預金	5,037	5,037	-
② 売掛金	881	881	-
③ 関係会社短期貸付金	16,708	16,708	-
④ 未収入金	1,244	1,244	-
⑤ 投資有価証券	736	736	-
⑥ 関係会社長期貸付金	20,955	20,874	△80
⑦ 敷金保証金	1,300	1,300	0
資産計	46,864	46,784	△80
⑧ 買掛金	(3)	(3)	-
⑨ 関係会社短期借入金	(10,593)	(10,593)	-
⑩ 未払金	(196)	(196)	-
⑪ 預り金(*2)	(11,395)	(11,395)	-
⑫ 長期未払金	(140)	(140)	△0
⑬ 長期預り金	(1,500)	(1,498)	1
負債計	(23,829)	(23,828)	0

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) 主なものとしてCMS預り金となります。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

① 現金及び預金、② 売掛金、③ 関係会社短期貸付金、④ 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑤ 投資有価証券

これらの時価について、上場株式については取引所の価格によっております。

⑥ 関係会社長期貸付金

関係会社長期貸付金の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付および新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑦ 敷金保証金

店舗及び事務所賃借に伴う敷金保証金については、各店舗及び事務所に施されている附属設備の残存耐用年数をもとに暫定賃借期間を定め、将来キャッシュ・フローを、暫定賃借期間に対応する国債利回り等の適切な利率を用いて割引いた現在価値により算定しております。

⑧ 買掛金、⑨ 関係会社短期借入金、⑩ 未払金、⑪ 預り金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑫ 長期未払金

長期未払金の時価については、国債利回り等の適切な利率を用いて割引いた現在価値により算定しております。

⑬ 長期預り金

長期預り金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入および新規契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方式によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額
関係会社株式	78,120
投資有価証券	2,049

上記については非上場株式であり、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

① 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名	議決権の 被所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	セガサミーホールディングス株式会社	被所有 直接100%	経営指導 役員の兼務 資金の借入	経営指導料 (注1)	4,679	未払費用	428
				シェアードサービス (注1)	2,069	未払費用	178
				連結納税に伴う 受取予定額	735	未収入金	735
				資金の預り・ 預け (注2)	—	関係会社短期借入金	10,593
				配当金の支払	3,878	—	—

(注) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 経営指導料、シェアードサービスの支払については、セガサミーホールディングス株式会社より提示された金額を基礎として交渉により決定しております。

(注2) グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、キャッシュ・マネジメント・システム取引であります。

② 子会社及び関連会社等

種類	会社名	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 セブ・ゲームス	所有 直接100%	事務代行等 資金の貸借 役員の兼務	シェアード サービス提供 (注3) 資金の貸付 (注1) 資金の回収 受取利息 (注1) 資金の預り・ 預け(注2) 経営指導料 (注3)	1,149 1,543 3,270 167 — 3,100	売掛金 関係会社短 期貸付金 関係会社長 期貸付金 流動資産 その他 関係会社短 期貸付金 売掛金	110 8,136 14,670 90 2,552 258
子会社	株式会社 セブ・インタラクティ ブ	所有 直接100%	事務代行等 資金の貸借 役員の兼務 建物賃貸	シェアード サービス提供 (注3) 資金の貸付 (注1) 受取利息 (注1) 資金の預り・ 預け(注2) 経営指導料 (注3)	1,175 273 24 — 1,146	売掛金 関係会社短 期貸付金 流動資産 その他 関係会社短 期貸付金 売掛金	93 2,915 — 1,896 95
子会社	株式会社 セブ・エンタテイン メント	所有 直接100%	事務代行等 役員の兼務 建物賃貸 資金の貸借	シェアード サービス提供 (注3) 経営指導料 (注3) 建物賃貸 (注4) 資金の預り・ 預け(注2) 資金の貸付 (注1) 受取利息 (注1)	177 1,190 101 — 2,000 15	売掛金 売掛金 売掛金 関係会社短 期貸付金 関係会社短 期貸付金 関係会社長 期貸付金 流動資産 その他	14 99 9 3,682 400 1,600 —

種類	会社名	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社 セブ・ロジスティクス	所有 直接100%	事務代行等 役員の兼務 建物賃貸 資金の貸借	シェアード サービス提供 (注3) 経営指導料 (注3) 建物賃貸 (注4) 資金の預り・ 預け(注2)	56 97 88 —	売掛金 売掛金 未収入金 預り金	4 8 — 1,251
子会社	株式会社 タープライズ	所有 直接100%	事務代行等 役員の兼務 資金の貸借	シェアード サービス提供 (注3) 経営指導料 (注3) 資金の預り・ 預け(注2)	5 223 —	売掛金 売掛金 預り金	0 18 194
子会社	株式会社 セブトイズ	所有 直接100%	事務代行等 資金の貸付 役員の兼務	シェアード サービス提供 (注3) 経営指導料 (注3) 資金の貸付 受取利息 (注1) 資金の預り・ 預け(注2) 為替予約 (注5)	4 194 210 9 — 1,504	売掛金 売掛金 関係会社短 期貸付金 — 預り金	1 16 40 — 947 —
子会社	株式会社 トイズ・エンタテイン メント	所有 直接100%	事務代行等 資金の貸借 役員の兼務	シェアード サービス提供 (注3) 経営指導料 (注3) 資金の預り・ 預け(注2) 支払利息 (注1)	4 707 — 20	売掛金 売掛金 預り金 長期預り金 未払費用	0 58 7,153 1,500 9

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 資金の貸付については、貸付利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) グループ内資金の調達・運用の一元化と有効活用を目的とした、キャッシュ・マネジメント・システム取引であります。
- (注3) 経営指導料、シェアード・サービスについては、業務内容を勘案の上、各社と協議し決定しております。
- (注4) 建物の賃貸については、市場価格を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。
- (注5) グループ為替ヘッジの観点から、グループ会社間で為替予約を行っております。
予約レートについては、市場価格を勘案し一般取引条件と同様に決定しております。

(2) 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

セガサミーホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-------------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 94,174,367 円 32 銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1,018,666 円 19 銭 |

計算書類に係る附属明細書

第5期
〔 自 2019年4月1日
至 2020年3月31日 〕

株式会社セガホールディングス

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：百万円)

区分	資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	期末減価償却累計額又は償却累計額	当期償却額	差引期末帳簿価額
有形固定資産	建 物	5,321	112	1,675 (2)	3,758	3,103	59	654
	工 器 具 備 品	1,244	21	77 (9)	1,189	803	20	385
	土 地	990	3	-	994			994
	そ の 他	570	20	33	556	542	1	14
	計	8,125	159	1,786 (12)	6,498	4,448	82	2,049
無形固定資産	借 地 権	49	-	-	49			49
	ソ フ ト ウ ェ ア	4,549	67	28 (1)	4,588	4,334	109	253
	電 話 加 入 権	135	-	-	135			135
	計	4,734	67	28 (1)	4,773	4,334	109	439

(注)1. 「当期減少額」欄の()は内数で、減損損失によるものであります。

2. 当期増加額のうち主なものには、矢口事業所の外壁補修工事・照明器具LED化工事に伴う建物増加額101百万円があります。

3. 当期減少額のうち主なものには、TRC羽田ビル・横浜事業所解約に伴う建物減少額1,668百万円があります。

2. 引当金の明細

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	8	-	-	0	8
賞与引当金	220	478	421	4	273
役員賞与引当金	16	-	16	-	-

(注)1. 引当金の計上の理由及び額の算定方法は重要な会計方針に記載しております。

2. 賞与引当金減少額その他は、関係会社への転籍による債務の移行及び退職による戻入であります。

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位:百万円)

科目	金額
広告宣伝費	386
従業員給料手当	431
派遣人件費	16
従業員賞与	41
賞与引当金繰入額	97
役員報酬	55
退職給付費用	20
法定福利費	92
福利厚生費	66
交際費	24
旅費交通費	45
通信費	62
消耗品費	12
賃借料	317
水道光熱費	0
修繕費	20
租税公課	62
保険料	51
減価償却費	90
研究開発費	87
経営指導料	4,679
支払手数料	2,934
寄付金	7
雑費	65
計	9,672

会計監査人監査報告書

株式会社セガグループ

第5期

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

会計監査人監査報告書

計 算 書 類

計算書類附属明細書

有限責任 あずさ監査法人

2020年5月

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社セガグループ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

稲田 秀敏 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

関口 男也 

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

上野 陽一 

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社セガグループ（旧社名株式会社セガホールディングス）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役の協議で定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社 セガグループ

常 勤 監 査 役 阪 上 行 人 印

監 査 報 告 書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役の協議で定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社 セガグループ

常 勤 監 査 役 国 広 清 隆 印

監 査 報 告 書

2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、監査役の協議で定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示して

いるものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社 セガグループ

監 査 役 榎 本 峰 夫 印

事業報告

第5期

自 2019年4月 1日

至 2020年3月31日

株式会社セガホールディングス

事 業 報 告

〔 自 2019 年 4 月 1 日
至 2020 年 3 月 31 日 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

エンタテインメントコンテンツ事業を取り巻く環境としては、デジタルゲーム分野におきまして、引き続き国内における厳しいモバイルゲームの競争環境が続いております。パッケージゲーム分野におきましては、家庭用ゲーム機市場で現世代ゲーム機の普及が進んだことから、主に海外において、ゲームソフトの販売市場の拡大傾向が続いております。また、新しいプラットフォームやサービスの登場等により、海外におけるダウンロード販売の拡大や新たなビジネスモデルによる収益機会などに期待が高まっております。

このような状況におきまして当社はセガグループにおける事業戦略及びグループ資金戦略の策定や、セガグループにおけるコーポレート管理業務を行った結果、当事業年度における売上高は、126 億 5 百万円（前期比 32.9%減）、営業利益は 14 億 2 百万円（前期比 80.0%減）、経常利益は 11 億 34 百万円（前期比 84.3%減）、当期純利益は 11 億 20 百万円（前期比 89.6%減）となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症による当事業年度への影響につきましては、軽微となっております。翌事業年度におきましては、不要な外出自粛要請もあり、OrbiYokohama の臨時休館が続くなど施設運営自粛による収益の減少リスクが想定されておりますが、当社におきましては全従業員、取引先、お客様の安全確保を最優先として事業運営を行ってまいります。

(2) 資金調達等についての状況

① 資金調達

当社は、グループファイナンスとして親会社ならびに子会社との間にキャッシュマネジメントシステム(CMS)を導入しております。

② 設備投資

当事業年度における設備投資の総額は 2 億 26 百万円であり、主な内訳は建物 1 億 12 百万円、ソフトウェア 67 百万円であります。

(3) 直前三事業年度の財産及び損益の状況

項 目	期 別	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
		(2016 年 4 月～ 2017 年 3 月)	(2017 年 4 月～ 2018 年 3 月)	(2018 年 4 月～ 2019 年 3 月)	(2019 年 4 月～ 2020 年 3 月)
売 上 高	(百万円)	11,411	12,930	18,773	12,605
経常利益	(百万円)	1,286	1,236	7,216	1,134
当期純利益	(百万円)	10,862	1,223	10,747	1,120
1 株当たり当期純利益	(百万円)	9.87	1.11	9.77	1.01
総 資 産	(百万円)	143,203	125,158	130,853	132,362
純 資 産	(百万円)	103,898	102,177	107,633	103,591

(4) 主要な事業内容

当社は、セガグループにおける事業戦略及びグループ資金戦略の策定や、セガグループにおけるコーポレート管理業務を行う事を主な事業としております。

(5) 主要な事業所及び使用人の状況

① 主要な事業所

本 社	東京都品川区西品川1丁目1番1号住友不動産大崎ガーデンタワー
-----	--------------------------------

② 従業員の状況

従業員数	前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
58名	△40名	44才4カ月	16年7カ月

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む)であり、執行役員(取締役は除く)を含み、臨時従業員は除いております。
2.2020年3月31日付退職者を含んでおります。
3.主な減少理由は、管理機能を中心とするグループ横断的な組織再編の実施に伴う親会社への出向者数の増加によるものであります。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社はセガサミーホールディングス株式会社であり、同社は当社の株式を1,100株(出資比率100%)保有しております。

当社はセガサミーホールディングス株式会社との間に、経営指導料に関する基本契約を締結、また、親会社との間にキャッシュマネジメントシステムを導入しております。

② 親会社との間の取引に関する事項

(ア) 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は経営指導料に関する基本契約書に基づき、親会社へ経営指導料の支払いを実施しております。当該取引にあたっては、当該取引の必要性や当社負担額の妥当性等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

また当社は、親会社との間にキャッシュマネジメントシステムを導入しております。当該取引にあたっては、取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違しない事等に留意し、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

(イ) 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は、親会社からの独立性確保の観点も踏まえ、当社経営に関する多面的な議論を経たうえで、当該取引の可否を決定しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率 (%)	主な事業内容
株式会社セガゲームス (注)	100百万円	100	携帯電話、PC、スマートデバイスおよび家庭用ゲーム機向けゲーム関連コンテンツの企画・開発・販売
株式会社セガ・インタラクティブ (注)	100百万円	100	アミューズメントゲーム機器の開発・製造・販売など
株式会社セガ エンタテインメント	100百万円	100	アミューズメント施設の企画・開発・運営
株式会社セガ・ロジスティクスサービス	100百万円	100	アミューズメント・コンシューマー関連製商品の販売と運輸・倉庫業務
株式会社ダーツライブ	10百万円	100	ゲーム機器及びゲーム用ソフトウェアの企画、開発並びに販売
株式会社セガトイズ	100百万円	100	玩具の企画・製作・販売
株式会社トムス・エンタテインメント	100百万円	100	アニメーション作品の企画・制作・販売・配給および輸出

- (注) 株式会社セガゲームスと株式会社セガ・インタラクティブは、株式会社セガゲームスを吸収合併存続会社として2020年4月1日付にて合併致しました。
また、株式会社セガゲームスは、同日付にて株式会社セガへ商号変更しております。

(7) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
セガサミーホールディングス株式会社	10,593百万円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 4,000 株
 (2) 発行済株式の総数 1,100 株
 (3) 株主数 1 名
 (4) 上位 10 名の株主

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数 (株)	持株比率 (%)
セガサミーホールディングス株式会社	1,100	100.0

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の状況

氏 名	役 職	重 要 な 兼 職 の 状 況
里 見 治	取締役 名誉会長	セガサミーホールディングス株式会社 代表取締役会長グループCEO
里 見 治 紀	代表取締役会長 CEO	セガサミーホールディングス株式会社 代表取締役社長グループCOO
岡 村 秀 樹	代表取締役社長 COO	セガサミーホールディングス株式会社 常務取締役
杉 野 行 雄	専 務 取 締 役	
松 原 健 二	常 務 取 締 役	セガサミーホールディングス株式会社 取締役
吉 澤 秀 男	常 務 取 締 役	セガサミーホールディングス株式会社 監査役
阪 上 行 人	常 勤 監 査 役	
国 広 清 隆	常 勤 監 査 役	
榎 本 峰 夫	監 査 役	セガサミーホールディングス株式会社 監査役

- (注) 1. 松原健二が、2019年4月1日付で常務取締役として就任しております。
 2. 山重佳治が、2019年6月21日付で常勤監査役を退任しております。
 3. 国広清隆が、2019年6月21日付で常勤監査役として就任しております。
 4. 里見治紀が、2020年4月1日付で代表取締役社長 CEO として就任しております。
 5. 岡村秀樹が、2020年4月1日付で取締役会長として就任しております。
 6. 杉野行雄が、2020年4月1日付で代表取締役副社長 COO として就任しております。

4. 会計監査人に関する事項

会計監査人の名称
 有限責任 あずさ監査法人

5. 会社の体制及び方針

・業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、2015年8月27日開催の取締役会において、内部統制システム構築の基本方針として以下の内容を決議し、この決議に基づき、当社の業務の適正を確保するための体制の整備に努めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法第362条第4項第6号)

- ① 法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、企業が社会の一員として果たすべき社会的責任の根本方針及びその一部を成すコンプライアンス体制確立の基礎として、グループC S R憲章及びグループ行動規範ならびにグループ・マネジメントポリシー及びガイドラインに基づき、代表取締役が繰り返しその精神を役職員に伝える。
- ② さらに会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われるために、取締役会は企業統治をいっそう強化する観点から、グループ全体を統一的に管理するためのグループ・マネジメントポリシー、及びグループ全体の管理運用標準を示すガイドラインに基づき、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令遵守の体制の確立に努める。
- ③ また、監査役はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証を行うことで課題の早期発見と是正に努めることとする。
- ④ 反社会的勢力による経営への関与の防止のために、グループ行動規範に反社会的勢力との一切の関係を排除する旨を明記するとともに、グループとして契約書へのいわゆる暴排条項の組込み、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムのほか、反社会的勢力からの接触を受けた時は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 (会社法施行規則第100条第1項第1号)

- ① 当社は、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する全社的な統括責任者を取締役のなかから任命し、社内規程に基づき、職務の執行に係る情報を文書または電磁的媒体にて記録し、取締役・監査役が適切かつ確実に閲覧可能な検索性の高い状態で保存・管理する。
- ② 企業秘密その他情報等を適切に管理するため、情報管理及びITセキュリティに関するグループ方針、ならびにITセキュリティに関するグループ・ガイドラインの周知徹底と遵守の推進を図ることとする。

(3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制 (会社法施行規則第100条第1項第2号、第5号ロ)

- ① 当社及び当社子会社の業務執行に係るリスクに関して、当社及び当社子会社の各関係部門においてそれぞれ予見されるリスクの分析と識別を行い、リスク管理体制を明確化するとともに、当社、当社子会社又はセガサミーホールディングスに設置の内部監査部門が当社及び当社子会社の部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に当社及び当社子会社の経営上の意思決定機関、執行及び監督にかかる経営管理組織に報告する。
- ② 緊急対応を含め経営の内外に潜在する重要リスクを把握し適切に管理するために、リスクマネジメントに関するグループ方針及びグループ危機管理ガイドラインの周知徹底と遵守の推進を図るとともに、当社及び当社子会社に重大な影響を与えると予測される事態が発生した場合は、当社及び当社子会社の危機対策組織が連携して対策を協議し、迅速かつ適切な対応を取る。

(4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号、第5号ハ)

当社及び当社子会社の取締役の職務が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取る。

(5) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 当社は、使用人が法令定款その他社内規則及び社会通念などに対し適正に行動するためのグループ・コンプライアンス施策の推進を図ることとする。これらの施策は、行動基準としてセガサミーホールディングスが定めたグループCSR憲章及びグループ行動規範、ならびにグループ・マネジメントポリシー及びガイドラインを基礎とするものでなければならない。
- ② 使用人が、法令定款違反、社内規則違反あるいは社会通念に違反する行為などが行われていることを知り得た場合に内部通報として通報できる体制、並びにその責任者が重要な案件について遅滞なく、取締役会、監査役及び親会社に報告する体制を確立する。
- ③ 内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。透明性を維持した的確な対処の体制の一環として、業務上の報告経路のほか親会社・社外の弁護士を受付窓口とする通報窓口を整備する。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社のグループ会社情報が当社に報告、共有される体制を取る。それとともに、当社とグループ会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有、内部通報案件の情報共有、経理不正・誤謬案件の報告、情報共有がなされる体制を取る。ただし、内部通報者の秘密は保護されるものとし、また通報者は通報により不利な扱いを受けないものとする。
その他、当社の役職員がグループ会社の取締役、監査役を兼務、セガサミーホールディングス設置のグループ・コンプライアンス連絡会議、グループ監査役連絡会等に出席させる等して、企業集団に内在する諸問題又は重大なリスクを伴う統制事項を取り上げるとともに、グループ全体の利益の観点から当社、当社子会社又はセガサミーホールディングス内部監査担当部門による監査を行い、可能な限り企業集団における情報の共有と業務執行の適正を確保することに努める。
- ② 当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制
当社が定めたグループ共通の重要項目や施策に関し、グループ会社各社に取り組みせるとともに、その会社規模、性質、業態等を考慮して、それぞれの子会社特有のリスク管理に当たらせる。
- ③ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社と同様、グループ会社においても、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、迅速かつ適正な意思決定を当社グループの事業に精通した社内役員により行うために監査役制度を採用しつつ、取締役会規程等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を取るが、その会社規模、性質、業態等を考慮して体制を決める。

- ④ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果すべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、行動基準としてセガサミーホールディングスが定めたグループCSR憲章及びグループ行動規範ならびにグループ・マネジメントポリシー及びガイドラインに適合するようコンプライアンス体制を整備させる。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する監査役の指示の実行性の確保に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号乃至3号)
① 監査役に直属する使用人、は監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する。
② 監査役の職務を補助する使用人は、原則として専属の使用人とし、取締役の指揮・監督を受けない。当該使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分、賃金の改定等には監査役の事前の同意を必要とする。
- (8) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第4号)
① 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。
② 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役に報告しなければならない。事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様とする。当社は、いわゆるグループ経営重視の観点から、グループ会社の監査役が業務執行側からの報告の受け手、仲介者となるよう、体制の整備に努めるものとする。
- (9) 前記(8)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第5号)
報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとする。当該不利益な取扱いは懲罰、内部通報の対象となる。
- (10) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第6号)
当社は、監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の負担を行う。後記(11)規定の外部アドバイザーの活用等の費用等も、これに含まれる。
- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第3項第7号)
① 代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとする。

- ② 取締役会は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保する。
- ③ 監査役は、独自に必要なに応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

当社の前記基本方針についての運用状況は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ① グループ社員向けに、法令違反や社会的な問題とされた事例から学ぶ「コンプライアンスメールマガジン」を定期的に発信し、周知を図っております。また、インターネットを利用した「eラーニング」でコンプライアンス講座の受講を義務付け、役員・管理職・新入社員のそれぞれを対象とした「コンプライアンス研修」を実施するなど、コンプライアンスに対する意識の向上と理解の醸成に取り組んでおります。
- ② 反社会的勢力排除の取組みとして、取引先が反社会的勢力に該当するか否かのチェックシステムを導入し、背面調査を実施しております。また、セガサミーホールディングスの制定した「反社会的勢力の調査・対応に関する規則」「反社会的勢力の調査・対応に関する規則についての細則」に準拠し、セガグループ内各社にて制定した規程はイントラネットを通じ周知を図っております。
- ③ 「グループCSR憲章」の精神に則って、グループ内・社内での自浄機能を作用させ、また法令違反ないし不正行為等による不祥事の発生を防止するため、内部通報制度を制定しております（受付窓口の通称は「企業倫理ホットライン」と呼びます）。外部専門会社に通報窓口を設置するとともに、通報事項に関する事実関係の調査、是正措置、再発防止策の実施、通報者の保護制度を設けております。内部通報は不正発見の第一の手段として重要性が高まっており、同制度の実効性の向上に取り組み、社員にとって利用しやすく、信頼に足る制度として社内 Web に繰り返し再掲載するなど周知を実施いたしました。

(2) リスク管理

- ① 当グループでは、主要なグループ会社において、経営の内外に潜在する重要なリスクを洗い出し、対処すべき課題を明確化して、会社の事業遂行並びに経営資源の損失低減、再発防止に取り組んでおります。また、下請法の遵守事項について社内 Web に掲載し、各部門における違反予防の持続した周知を図っております。
- ② 当社の情報セキュリティに関する規程「グローバル情報セキュリティポリシー／スタンダード」の体制図で示すところの「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティ対策に取り組んでおります。

(3) グループ管理

- ① 当社とグループ会社との間の関係会社管理規程の縦の連鎖に基づく重要事項の伝達、報告、共有に資するため、規程間の整合性に引き続き留意いたしました。また、引き続き、内部通報案件、経理不正・誤謬案件についても、それぞれルールに基づき上位会社に報告しております。
- ② グループコンプライアンス・リスク連絡会議での共有情報を、グループ各社の重要な会議体にて報告・活用させ、社内周知に努めさせております。

(4) 監査役監査の実効性

- ① 当社では、専任の監査役補助使用人1名を置いて、監査役の職務を補助させております。
- ② 監査役、経理部門、内部監査部門及び会計監査人等にて構成される「ホールディングス監査連絡会」、監査役と内部監査部門にて監査の進捗状況及び情報交換等を行う「監査役・経営監査部連絡会」、監査役と内部統制評価担当部門で開催される「監査役・インターナルコントロール室月次定例会」をそれぞれ定期的に開催し、内部監査及び財務報告内部統制に係る経営者評価上の発見事項や会計監査の過程で発見された事項等について、それぞれの監査に資する情報共有を適宜行っております。
- ③ 代表取締役と監査役の意見交換及び意思の疎通のための会合を実施いたしました。